

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人8020推進財団（以下「本財団」という。）定款第15条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、賞与を支給することができる。
- 4 役員及び評議員に対して、本財団より特別の職務として講師又は原稿執筆を委託した場合に、謝金を支給することができる。
- 5 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ退職慰労金を支給することができる。
- 6 公益社団法人日本歯科医師会の役員と兼職の場合、報酬等（報酬、賞与及び退職慰労金）を支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 本財団の常勤役員の報酬については、別表第1「常勤役員の報酬月額」のとおりとする。

- 2 常勤役員の賞与については、別表第2「常勤役員の賞与」のとおりとする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。ただし、報酬の支給日が休日にあたる場合は、別に定める職員給与規程に準ずる。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(役員等の謝金)

第7条 役員及び評議員の謝金については、別表第3に定める「役員等の謝金」のとおりとする。

(退職慰労金)

第8条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金は、別表第4「常勤役員の退職慰労金」のとおりとする。

(費用)

第9条 本財団は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第10条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第11条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人 8020 推進財団の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 常勤役員の報酬月額

(単位：円)

| 役職区分 | 金額 |
|--------------|-------------|
| 副理事長 専務理事 | 399,000 円以内 |

別表第 2 常勤役員の賞与

基準日在職の常勤役員に対して、6 月及び 12 月は人事院勧告に準じて算出した額を支給する。支給日、支給方法については第 5 条及び第 6 条に準ずる。

別表第 3 役員等の謝金

委託の都度、1 回当たり 50,000 円を超えない範囲で支給する。支給方法については第 6 条に準ずる。

別表第 4 常勤役員の退職慰労金

下表に基づき、在職期間 1 年度ごとに合算して得られた額とする。ただし、年度中途に就・退任した場合は、1 年未満の在任月数を 12 で除した数を下表の金額に乗じた後、合算するものとする。

(単位：円)

| 役職区分 | 金額 |
|--------------|-------------|
| 副理事長 専務理事 | 1,100,000 円 |

以上